

学校法人ソニー学園 役員報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人ソニー学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第59条に基づき、役員に対する報酬等について規定する。

(定義)

第2条 この規則の用語を以下のとおり定義する。

- 一 「役員」とは、本学園の理事及び監事をいう。
- 二 「常勤役員」とは、役員のうち、本学園を主たる勤務地とし、1週間に1日以上その職務を遂行する者をいう。
- 三 「常勤理事」とは、湘北短期大学（以下「大学」という。）の教育職員又は事務職員（以下「教職員」という。）を兼務する理事をいう。常勤理事は常勤役員とする。
- 四 「非常勤役員」とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(理事の役員報酬)

第3条 常勤理事に対する役員報酬は月額で定めるものとし、別表1に定める金額を給与規程に基づく毎月の給与とともに支給する。ただし、月の途中で役員に就任又は退任した場合において、在任期間が当該月の15日間に満たないときは、役員報酬を半額とする。なお、当該役員報酬は、期末勤勉手当等諸手当の算出対象とはしない。

- 2 非常勤役員である理事に対する役員報酬は、理事会への出席1回について別表2に定める金額とする。ただし、書面による出席の場合、役員報酬は支給しない。また、理事会出席のための交通費は当該役員報酬に含むものとする。
- 3 前項の場合、役員報酬は、理事会への出席から10日以内に、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき額を差し引いた額を、当該理事が指定する銀行口座に振り込む方法で支給する。

(監事の役員報酬)

第4条 常勤役員である監事（以下「常勤監事」という。）に対する役員報酬は年俸で定めるものとし、一名につき720万円を上限額として理事会において決定する。この場合において、在任期間が1年に満たない場合における年俸の額は、1年度として決定される年俸の額を基準とし当該在任期間に応じて決定する。なお、交通費については通勤手当規程及び旅費規程（旅費規程別表1の区分は常勤理事を適用する。）を準用する。

- 2 常勤監事に対する役員報酬は、年俸の12分の1の額を毎月25日（休日の場合は、その前営業日）に、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき額を差し引いた額を、当該監事が指定する銀行口座に振り込む方法で支給する。

- 3 非常勤役員である監事（以下「非常勤監事」という。）に対する役員報酬は、監査業務の実施及び理事会・評議員会への出席に対して支給するものとし、別表3記載のとおり日額で定める。報酬は、監査業務の実施又は理事会・評議員会への出席から10日以内に、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき額を差し引いた額を、当該監事が指定する銀行口座に振り込む方法で支給する。なお、交通費については、第4項による場合を除き、当該日額に含むものとする。
- 4 非常勤監事が、本学園の指示により外部の監事研修等へ参加する場合は、前項の役員報酬（業務を行わない移動だけの日は除く。）のほか、旅費（運賃及び宿泊費等）について実費を支給する。

（役員候補者の陪席の日当）

- 第5条 役員候補者（現に教職員である役員候補者を除く。）がその選任決議に係る機関（理事選任機関もしくは評議員会）に陪席したときは、別表4に定める日当を支給する。なお、日当には会場までの交通費を含むものとする。
- 2 前項の場合、日当は、その陪席から10日以内に、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき額を差し引いた額を、当該役員候補者が指定する銀行口座に振り込む方法で支給する。
 - 3 当該役員候補者が理事もしくは監事に選任され、同日開催の理事会に出席し、理事もしくは監事として役員報酬を受ける場合は、第1項の日当は支給しないものとする。

（大学公式行事出席の日当）

- 第6条 大学公式行事（入学式、卒業式等）に来賓として非常勤役員が出席した場合は、第3条第2項及び第4条第3項によらず、別表5に定める日当を支給する。なお、日当には式会場までの交通費を含むものとする。
- 2 前項の場合、日当は、大学公式行事の開催から10日以内に、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき額を差し引いた額を、当該非常勤役員が指定する銀行口座に振り込む方法で支給する。

（費用負担）

- 第7条 役員が役員の職務執行のために負担した費用は、別の規程に定める場合を除き、請求により本学園から当該役員に支払う。

（退任慰労金）

- 第8条 役員に対する退任慰労金は支給しない。

（退任時記念品の贈呈）

第9条 役員が以下により退任する場合、その労に感謝し、就任期間に応じて下記の記念品等を贈呈する。ただし、役員がその退任後も本学園の専任教職員又は評議員を継続する場合あるいは退任と同時に評議員に就任する場合には、本学園の専任教職員を退職又は評議員を退任する時点で贈呈する。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任（円満であることを要す）
- (3) 本学園の退職（定年退職、円満な退職（自己都合、法人都合を問わない））
- (4) 死亡

＜記念品等の贈呈＞

就任期間が2年以上4年未満の場合	3万円相当の記念品
就任期間が4年以上6年未満の場合	7万円相当の記念品
就任期間が6年以上の場合	10万円相当の記念品

（端数の処理）

第10条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第11条 本学園は、この規則をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の基準として公表する。

（改廃）

第12条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は、2019年4月1日より施行する。
2. この規程の施行に伴い、「学校法人ソニー学園監事報酬規程」及び「役員及び評議員等に対するお車代等に関する規程」は、2019年3月31日をもって廃止する。

附則

1. この規則は、「役員報酬等規程」から名称を変更したうえ、2020年4月1日より施行する。

附則

1. この規則は、2021年4月1日より施行する。

附則

1. この規則は、2025年4月1日より施行する。

別表 1

常勤理事の役員報酬月額：理事長	金 1 0 0, 0 0 0 円
副理事長	金 6 0, 0 0 0 円
常務理事	金 4 0, 0 0 0 円
理事	金 3 0, 0 0 0 円

別表 2

非常勤役員である理事の役員報酬（理事会への出席 1 回について）：金 3 0, 0 0 0 円（源泉徴収後の金額）

別表 3

非常勤監事の役員報酬日額：金 3 0, 0 0 0 円（源泉徴収後の金額）

別表 4

役員候補者（現に教職員である役員候補者を除く。）の選任決議に係る機関（理事選任機関もしくは評議員会）陪席時の日当：金 1 0, 0 0 0 円（源泉徴収後の金額）

別表 5

非常勤役員が大学公式行事（入学式、卒業式等）に来賓として出席した場合の日当：

- （1）厚木市内に在住（厚木市内勤務者を含む。）：金 5, 0 0 0 円（源泉徴収後の金額）
- （2）上記（1）以外：金 1 0, 0 0 0 円（源泉徴収後の金額）